

## 資料

## フランスの労働組合同規約に関する資料集(6)

大和田 敢 太

## 第II部 単位労働組合の規約

## (3) FO

- ① モデル規約「FO労働組合標準規約 (statuts types)」
- ② 研究・高等教育施設職員全国労働組合 Syndicat National des Personnels de Recherche et des Etablissements d'Enseignement Supérieur (SNPREES-FO)
- ③ 公立学校校長・教員FO全国労働組合 Syndicat National Unifié des Directeurs et Instituteurs de l'Enseignement Public Force Ouvrière
- ④ パリ地方製鉄労働者FO労働組合 Syndicat Force Ouvrière des Métallurgistes de la Région Parisienne
- ⑤ 社会機構管理職員FO全国労働組合 Syndicat National Force Ouvrière des Cadres des Organismes sociaux

## 1. &lt;基本理念・目的・組織原理(組織対象・上部関係)&gt;

## ① 第1条

本規約に賛同するすべてのものの間において、以下の名称の労働組合が設立される。

(地域名)(産業・職業分野名) FO労働組合  
 「Syndicat Force Ouvrière d'..... à .....」  
 その本部は、.....に定められる。

## ② 第2条

研究および高等教育に関連する公共施設の職員はすべて、現役と退職者とを問わず、研究・高等教育施設職員全国労働組合に所属することができるとともに、組合加盟を呼びかけられる。

## ④ 第1条

1927年2月25日法（労働法典第4巻第1篇）にしたがって、本規約に賛同する、製鉄業および関連業のすべての労働者の中で、パリ地方製鉄労働者F O労働組合の名称を有し、パリに本部を置く労働組合が設立される。労働組合の期間および組合員数は、無限定である。名誉組合員の加盟は認められない。

## ⑤ 第1条

1884年3月21日法および1926年3月13日法にしたがって、本規約に賛同するもの間で、社会機構管理職員F O全国労働組合の名称を有する労働組合が結成される。

労働組合は、事務職員・管理職員連盟、管理職員・技術者連合、および労働総同盟F Oに加盟する。

## ④ 第3条

労働組合は、労働組合の独立の原則によって、その会合においては、いっさいの政治的な討議を禁止する。したがって、労働組合は、いかなる政治的、哲学的あるいは宗教的組織にも、その下部組織にも加盟せず、それら組織の会議にも参加しない。労働組合の各組合員は、各自にとって望ましいことを個人的に自由に行うことができる。

## ③ 前文

労働組合は、使用者、政府、政党、政治的あるいは宗派的集団や団体、哲学的潮流にたいするその絶対的な独立性、および一般に、労働組合運動への外部からのいっさいの干渉にたいする断固とした姿勢を、荘重に確認する。

労働組合運動は、その運命を国家の運命に結び付けてはならず、政治集団に加担してはならないのであるから、労働組合組織は、完全に独立して、その展望を決定し、綱領を実現する。そのために、労働組合組織は、その本来の行動の延長として、特定の目的のために、他の労働組合組織との連合体に加わることができる。

労働組合は、その伝統および行動において、真の労働組合運動に不可欠のものとして、アミアン憲章の堅持を荘重に確認する。

いかなる組合員も、政治活動において、あるいは政治的役職を得るために、その労働組合員たる立場を利用することはできない。

労働組合は、以下の事柄にたいする永遠の追求を宣言する。

——民主主義、民主的自由、自由な市民間の関係を規律する民主的原則

——あらゆる営利団体にたいする、教育という公務の自治

——世俗性（世俗性こそが、いっさいの独断性、改宗勧誘あるいは宗派主義を排して、個人の信念の厳格な尊重のもとに、教員、生徒、保護者の対話を可能とするのである）

——市民の批判的考察にとって不可欠な精神的自由

#### ④ 前 文

パリ地方製鉄労働者F O労働組合は、第11回総同盟大会によって採択された決議「現代社会における労働組合運動」を土台に、政治的、哲学的小および宗教的意見の相違を問うことなく、製鉄業のすべての賃労働者を結集させることを目的とする。その活動は、要求的なものから、経済運営における労働者階級の役割の拡大までをめざす。

労働組合は、すべての段階で、使用者、政府、政党、哲学的あるいは宗教的宗派もしくは他の外部団体から絶対に独立して、運営され、その行動を決定する。組合民主主義は、各組合員にたいして、組織の運営と発展に関するあらゆる問題について、自己の見地を自由に主張できることを保障する。

同様に、組合員は、労働組合組織の外部における、その意見の表明についてなんら気遣う必要はない。

労働組合は、痛ましい経験により教えられたところであるが、労働組合運動を党派の一手段とするための、政党活動家による労働組合の責任ある地位の系統的獲得を、労働者の統一を侵害するものであると断言する。

労働組合は、その本質上、そしてその構成からして、多様な意見をもつ労働者を結集させるものであるから、その団結、統一、以上の原則の尊重を表現する手段を、規約によって、保障する。

#### ④ 第9条 執行委員会

労働組合の役職は、報酬を受ける政治的役職とは兼務することはできず、政治的役職に立候補する執行委員会の委員はすべて自動的に、辞任することになる。

いかなる組合員も、政治的な役職に立候補する際に、労働組合に加盟していることを主張することはできない。

労働組合の役職の遂行は、いかなる形態のものであれ、経営あるいは従業員代表機関の役職と両立するものではない。労働組合組織だけが、その組合員の中から、企業の管理や運営を担当あるいは監督するもの、もしくは公的機構での職務に従事する責務を負うものを任命する権限を有する。任命された組合員は、労働組合組織に責任を負い、それによって罷免されることがある。

##### ① 第4条 労働組合の目的

労働組合は、以下を目的とする。

- (a) 労働者の精神的および経済的水準を引き上げること
- (b) 組合員、および一般的にこの職業に雇用されている賃労働者の労働、賃金、社会的および経済的保障や保護の条件を対象とする協約・協定を締結すること
- (c) 企業の次元、全国的次元および国際的次元において、経済民主主義の理念を労働者の中に普及し、私的資本家あるいは国家のあらゆる形態の搾取にたいして闘うために、連帯を強化し、すべての労働者をひとつの陣営に結集させること

##### ④ 第3条

労働組合は、以下を目的とする。

——政治的、哲学的および宗教的意見の相違を問うことなく、あらゆる形態の搾取にたいする闘争を自覚し、自分たちの精神的および物質的、経済的および職業的利益を擁護しようとするすべての賃労働者を結集すること

——企業支部を強化し、企業支部が存在しない企業においては新たに設立すること

##### ① 第5条

これら諸目的をより実効的に実現するために、同時に連帯の原則を確認するために、労働組合は、F O加盟労働組合の以下の組織に加盟する。

( ) 連盟

( ) 県連合

( ) 地域連合

労働組合は、この連盟および県連合に加盟することを条件に、労働総同盟F Oに一括して所属する。

#### ④ 第2条

パリ地方製鉄労働者F O労働組合は、F O鉄鋼連盟、F O労働組合パリ地方連合に加盟し、これら組織を通じて、労働総同盟F Oに加盟する。

#### ⑤ 第12条

基本組織としての地理的組織は、県支部、パリ地方においては、機構毎の支部が設立され、それら支部は、必ず総同盟県連合に加盟する。

## 2. <組合員の地位(加盟・脱退, 権利・義務)>

### ① 第6条 加盟

性別や国籍を問わず、16才以上であれば、この産業あるいは職業のすべての労働者が、労働組合に所属することができ、かつ所属するよう呼びかけられる。

16才から18才までの年少労働者については、父親、母親あるいは後見人の異議がなければ、労働組合に加盟することができる。彼らは、労働組合の運営あるいは管理に参加することはできない。

### ③ 第2条 組合員

公立学校および専門教育施設のすべての教員および校長が、労働組合に所属することができる。

加盟は、本人限りのものであり、規約全体の承認を意味する。

組合員は、他のいかなる労働組合にも所属することはできない。組合員たることを継続する退職者は、F Oの高齢労働者組織の支部にも加盟することができる。

労働組合の役職と政治的な役職との兼任は、厳格に禁止される。

### ⑤ 第2条

社会機構管理職員F O全国労働組合は、性別あるいは国籍の区別なく、いかなる名称であれ、管理職員、専門家、経営の責任部署に従事するすべての職員を受け入れる。

管理職員の範囲は、全国協約、事業所協定あるいは身分規定において、定義される。

### ③ 第6条

県支部は、加盟を拒否することができる。その場合、当事者は、紛争委員会に訴えを行うことができる。その決定理由は、公開される必要はない。

### ⑤ 第3条

自らの利益のために、他人の労働の関与によって企業を経営するものは、加盟し、あるいは組合員であり続けることはできない。

### ⑤ 第8条

この職業から離れる組合員は、名誉組合員として、組織にとどまることができる。

### ⑤ 第35条

組合員が、転職の結果、総同盟F O加盟の他の労働組合に加盟しなければならなくなった場合には、定期的に組合費を納入してきたならば、いつでも、旧来の権利を保持して、その労働組合に加入することができる。

少なくとも6カ月前から、総同盟F O加盟の労働組合に所属している組合員が、社会機構管理職員全国労働組合に所属を変更することを希望する場合には、予めその組織に通知し、組合費を清算していなければならない。その場合には、加盟費を免除される。

### ① 第8条

労働組合から脱退することを希望する組合員はすべて、書留便によって、労働組合書記に、その意思を通知しなければならない。

組合費の不払いの結果、脱退する組合員は、その脱退の原因となった過去の組合費を支払うことによって、労働組合に再加入することができる。

ただし、当事者の要求にもとづき、組合評議会は、支払の猶予を認めることができる。

### ② 第12条

組合員たる資格は、以下の場合に消滅する。

(a) 全国事務局に対して、あるいは地方機関を介して提出される、脱退の届出

(b) 組合費の不払い

(c) 所属支部によって宣告される除名(その組合員は、労働組合の全国機関に上訴することができる)

#### ① 第33条 法的弁護

組合員はすべて、その労働に関連する提訴に必要な、あるいは社会保障立法の適用のため、法的弁護の権利を有する。

法的弁護委員会は、この種の紛争のために、訴訟費用に必要な資金の前払いを決定することができる。

訴訟費用のために、労働組合によって前払いされる金員は、組合員が勝訴をえた場合には、組合員によって償還されなければならない。

敗訴の場合には、労働組合は、手続き費用および謝金を負担する。

#### ① 第34条

組合員はすべて、社会機構、補充退職手当・災害手当機構、失業保険機構を相手方とする問題の解決のために、労働組合の援助と弁護の権利を有する。

#### ① 第35条 組合教育

活動家の職務に従事するあるいは従事しようとする組合員は、F O組合活動家教育センターによって組織される課程に参加する権利を有する。

#### ① 第10条

組合員はすべて、以下の義務を負う。

- (a) 加盟宣言書に署名すること
- (b) 会議に参加することにより、労働組合の事業に参加すること
- (c) 労働組合によって表明され、主張される要求を、連帯して、あらゆる場合に、支持すること
- (d) その知りたるあらゆる有益な情報や雇用に関する知見を、労働組合に連絡すること

#### ③ 第2条

組合員はすべて、以下の義務を負う。

- 労働組合のあらゆる活動に参加すること
- 集会に出席すること
- 労働組合の方針の決定に、そのあらゆる側面から、寄与すること

- 組織の発展のために行動すること
- 労働組合の決定を連帯して支持すること
- 学年末までに組合費を支払うこと

### 3. <組織運営>

#### ① 第11条 運営

労働組合は、少なくとも・・・名の委員から成る評議会によって運営される。評議会の委員は、総会によって、1年任期で選出される。再選は可能である。選出は、秘密投票により、絶対過半数で行われる。

選出に際して、同数得票の場合には、組合員歴の古いものが、選出される。

評議会の委員は、総会において、組合員の過半数による決定によって、罷免されることができる。

#### ④ 第9条 執行委員会

労働組合は、大会と大会の間の期間、執行委員会によって指導される。執行委員会は、大会によって選出される、25名の正委員と10名の補佐委員によって構成される。

候補者の選出に際しては、立候補者への自由な評価が妨げられないようにしつつ、以下の事情を考慮して、構成されることが求められる。

- 討論された問題に関して表明された諸傾向
- 就業部門
- 現業労働者の代表選出および月給労働者の代表選出
- 青年・婦人の代表選出

被選挙資格をえるためには、少なくとも1年前から、労働組合に加盟していなければならない。

定められた要件を満たす各組合員は、立候補を届け出ることができる。

#### ① 第13条

組合評議会の委員となるためには、フランス人であり、公民権を享有しており、選挙法（第L5条・6条）に定められているいずれの罪責も受けていてはならない。

外国人は、前項のいかなる罪責も受けておらず、その任命の日時において少なく



とも5年以前からフランスで労働しているならば、組合評議会に所属することができる。このうち後者の条件は、欧州共同体加盟国の国民には課されない。

報酬を受ける政治的職務はすべて、評議会の職務と両立されえない。

### ① 第14条

組合の職務は、無償である。ただし、受託者は、移動および滞在費用の補填、ならびにその職務遂行にともなう賃金逸失補償の権利を有する。この費用補填が県連合、連盟あるいは総同盟によって、予め計上されていない場合には、この措置は、労働組合の財源の枠内でなされる。

### ② 第24条

職務はすべて、無報酬である。ただし、全国事務局あるいは全国評議会の委員の責任の遂行にとって不可欠である場合には、活動費が支給されることができる。

### ③ 第24条・25条・29条 全国事務局

全国事務局は、全国評議会が授与する権限の枠内で、労働組合の日常的な運営を担当する。

全国事務局は、全国書記局委員、職種別全国代表、全国評議会によって選出される委員から構成される。

正当な理由なく、3回の会議に欠席したる全国事務局委員はすべて、辞任したものとみなされる。

### ③ 第33条 全国書記局

全国書記局は、以下のものを含む。

- 書記長
- 書記次長
- 全国財政
- 全国財政補佐

### ③ 第37条

全国書記局員は、必ず、就業中のものでなければならない。この規定は、財政補佐には適用されない。

労働組合書記長の役職は、連盟書記長の役職と兼務されえない。財政の職務についても同様である。

### ③ 第7条 大学区書記局

同一大学区内の県支部の書記は、大学区事務局を構成し、大学区書記を任命する。大学区書記は、以下のことを行う。

——大学区長、地方議会および地方行政当局にたいして、労働組合を代表する。

——労働組合の地方組織の運営に参加する。

——F O教育・文化全国連盟に加盟する労働組合の地方あるいは大学区責任者と協力する。

——労働組合の運営に寄与し、特に全国評議会、全国事務局、全国書記局の提案や指示に応える。

——大学区内の労働組合の状況を全国事務局に定期的に連絡する。

### ④ 第15条 組合中央評議会

組合中央評議会は、大会と大会の間の期間、諸職種の組合員の要求を明らかにし、それを実現するために適切な行動形態を決定する機構である。

組合中央評議会は、執行委員会によって、あるいは企業支部の少なくとも三分の一の要求により、開催される。

企業支部は、組合中央評議会の議題となる問題を討議し、その代表者に権限を与えるために、組合員総会を開催する義務を有する。

組合評議会の採決は、指名点呼で行われる。企業支部代表者は、委任状書面によって、組合員によって表明された賛成あるいは反対の採決結果を証明する義務を有する。

### ① 第22条 総会

労働組合は、詳細な議事日程を含む通知および出版物の方法によって、正規に招集された組合員の総会によって、代表される。

通常総会は、毎月1回、さらに必要あるたびに臨時的に開催される。

### ④ 第7条 運営

労働組合の最高の機関は、大会である。大会は、3年毎に開催される。

大会だけが、規約を修正する権限を有する。大会は、執行委員会を選出する。

### ③ 第16条

大会に参加する県支部は、大会前に、提案全体について賛否を表明する。

#### ④ 第8条 構成・権限

大会の4週間前までに、企業支部は、報告を受領する。

大会への参加を認められるためには、企業支部は、以下の義務を有する。

(a) 大会報告の規約に基づく送付の期日より3カ月以前に設立されていること

(b) 大会前12カ月間に最低50枚の組合員証紙、あるいは新組合支部に関しては、月に5枚の組合員証紙を購入したこと

(c) 組合支部の大会代議員は、(a)項による新組合支部の代議員の要件を例外として、少なくとも1年前から組合員でなければならない。

#### ① 第36条 組合刊行物

労働組合は、FOの週刊誌を定期購読し、年次予約によってその活動家や組合員へその刊行物を配布するように努める。

#### ① 第38条 罷業

使用者と賃労働者の間で、紛争が生じている場合には、当事者は、労働組合事務局にそのことを通知しなければならない。事務局は、介入したり、あるいは対応を指示したりする。

さらに、書記は、必要な措置をとるために、組合評議会を招集する。紛争が激化する場合には、全組合員が、臨時総会に招集される。臨時総会は、秘密投票で決定を下す。特定の支部に限定された紛争の場合には、評議会は、関係支部だけを招集することができる。

#### ① 第39条

罷業の場合には、労働組合は、総同盟の連帯を訴え、労働組合加盟員の罷業参加者を金銭的に援助する。

#### ③ 第42条

全国書記局は、労働組合の要求を実現させる任務を負う。交渉が失敗した場合には、全国事務局は、警告罷業を指令する権限を有する。

県支部との協議の後、全国評議会は、無限定な罷業に至るまでのあらゆる行動手段を決定することができる。

#### ③ 第43条

要求行動は、行動の前に、県、大学区および全国の書記局に通知することを条件

に、地域、県あるいは大学区の次元で決定されることができる。

#### ① 第28条 労働組合の構造

労働組合は、企業支部に細分化されることができる。各企業支部は、委員会によって運営されるが、この委員会は、企業内における労働組合権に関する立法の適用によって任命される組合代表、支部の内部運営問題に責任を負う書記、および組合代表者を必ず含む。

組合支部自身が、その委員会を選出し、その委員数を決定する。

#### ① 第29条

組合代表の選出および組合代表者の任命は、組合評議会によって承認されなければならない。この承認後、直ちに、書記あるいは副書記によって、企業経営者にたいして、その通知がなされる。

#### ① 第30条

組合代表および組合代表者は、労働組合から委任を受ける。

これらのものは、労働組合機関、特に組合評議会によって定められる管轄や権限に従わなければならない。

組合代表は、財政係を援助し、組合支部に所属する組合員からの組合費の徴収を促進しなければならない。

#### ② 第17条

労働組合は、地域、県および地方の支部によって、構成される。

——地域支部は、労働組合の基礎組織であるが、地理的あるいは行政上の単位に対応し、その範囲内のすべての組合員を結集する。支部の総会は、少なくとも書記と財政を含む事務局を選出する。

——同一県内の地域支部の書記は、県支部の事務局を構成し、県支部の責任者を指名する。

——同一地方内に組織されている県支部の責任者は、地方支部の事務局を構成し、地方書記を指名する。

運営委員会だけが、地域、県あるいは地方の支部を解散する権限を有する。これら支部は、大会に訴えを提出することができる。

### ③ 第3条 県支部

県支部は、労働組合の基礎組織である。

組合員は、県支部において組織される。県支部は、本規約、内部運営規則、および規約上の機関で採択された労働組合の正規の決定と両立する自治を有する。

県書記は、以下の機関にたいして労働組合を代表する。

——大学区視察局

——県会

——県行政当局

県支部は、以下の組織に加盟する。

——F O県連合

——F O教育・文化全国連盟県支部

——F O公務員総連盟県支部

県支部は、単位労働組合と同一視され、総同盟規約にしたがって、F O総同盟大会に参加する。

各支部は、その行動を決定し、組合評議会を選出するために、年に少なくとも1度、総会を開催する。

総会によって2年任期で選出される組合評議会は、その内部で、事務局を構成する県書記、副書記、財政、財政補佐を選ぶ。

支部は、県書記の責任のもとに、以下のことを行う。

——県内の労働組合の状況を全国事務局に定期的に連絡する義務を負う。

——労働組合の運営に寄与し、特に全国評議会、全国事務局、全国書記局の提案や指示に応える義務を有する。

——地域支部を設置することができる。その組織対象範囲は、県支部によって、その監督と責任のもとで確定される。

事務局は、諮問のために、すべての関係者を出席させることができる。

### ④ 第4条 構成

労働組合は、分散組合員および労働組合の企業支部によって構成される。

組合支部は、同一企業内で働く組合員によって構成される。同一企業内に、5名の組合員が働いていれば、労働組合の企業支部を結成することが、義務となる。

異なる部門や事業所を有する企業においては、部門あるいは事業所の支部(分会)が設置される。

その場合、企業支部の事務局は、部門および事業所の分会の代表者から構成される。

企業支部は、執行委員会を選出する。執行委員会は、以下のものから構成される事務局を任命し、事業所あるいは部門毎の組合費徴収係、および監査委員会を任命する。

- 書記、副書記
- 財政、財政補佐
- 情宣あるいは文書担当書記

企業支部は、原則として月に1度、そして情勢が必要とするたびに、組合員集会を開催する。

### ③ 第4条 地理的支部

海外領土で就業する組合員は、地理的支部において、県支部と同様の規準で、組織される。

#### ① 第31条

連盟の規約を遵守するという条件のもとで、労働組合は、事務員、技師、主任、技術者および管理職員に特有の問題の研究のために、職種別支部を、内部において組織することができる。

### ③ 第10条 職種別全国支部

(a) 組合員は、職種別の全国支部に組織される。その名簿および組織対象範囲は、全国大会によって決定される。

(b) <職種別全国会議>各職種別全国支部は、大会前に、県支部の会議を組織し、要求動議を準備する。会議は、職種全国書記を選出する。県支部は、当該の職種の組合員数に応じて算出される投票権数を保有する。

#### ④ 第5条

同一地域の分散組合員、企業支部責任者は、職際的地域連合の運営に参加し、それが存在しないところでは、その創設を援助しなければならない。

### ⑤ 第23条

議長および副議長の称号は、大会の過半数の賛同をえた特別決定により、前書記長に与えられることができる。議長および副議長は、労働組合諸機関の会議を主宰することを要請されることがある。

## 4. <組合費・財政>

### ① 第7条

加盟組員はすべて、大会によって毎年定められる額の月額組合費を支払わなければならない(総同盟規約によって定められる最低組合費、および連盟ならびに県連合に納入される組合費も含む)。

組合費の支払を3カ月以上遅滞する加盟組員はすべて、支払の催告の後回答がないならば、労働組合から脱退するものとみなされ、除籍される。

兵役に服している組員は、事前にその事情を労働組合に通告することを条件に、組合費を免除される。

### ③ 第2条

労働組合の会計年度は、学年歴とする。組合費は、県支部によって、受領される。各組員にたいして、総同盟組員証紙を貼付した組員証が交付される。年間組合費額は、全国大会によって決定される。

学年末までに組合費を納入しなかった組員はすべて、脱退したものとみなされる。そのものが、未払いの組合費を支払ったときには、その除籍措置は、停止される。

支払われた金員はすべて、法律にしたがって、労働組合に帰属する。

兵役中および無報酬の疾病休暇中の組員は、組合費の支払を免除される。

パートタイム賃労働者は、比例減額された組合費を支払う。

退職者および休職中の職員は、組合費全額を支払う。

### ④ 第6条 労働組合の資産

労働組合の資産は、組合費の徴収によってまかなわれる。各支部は、その所属組員にたいする月例の徴収を担当し、分散組員分は、労働組合によって直接担当される。

組合費額は、執行委員会によって定められる。

組合員は、あらゆる段階での実効的かつ積極的な労働組合運動の実現のために最大の資産を労働組合に確保させることをつねに配慮しなければならない。したがって、組合員毎の月額組合費の基本額は、少なくとも、1労働時間の賃金額に等しいものとする。

〈兵役手当〉兵役中の組合員は、組合費の支払を免除される。兵役期間中の青年組合員に実効的な援助を保障し、同時に、彼らに、労働組合運動が、労働者の間の連帯行動であることを理解させるために、「兵役手当」が支給される。

〈罷業基金〉労働組合は、事前に通知されている罷業だけを、規約に基づき支援する義務を有する。罷業中の支部は、支援金として、総同盟罷業連帯基金内部運営規則によって定められている補償金を受領する。

組合支部は、労働組合および組合員の利益のために、本条を適用する義務を負う。

#### ⑤ 第6条

労働組合の収入は、組合費、新組合員の加盟費、寄付、補助金および投資金の利子から構成される。

#### ⑤ 第7条

組合費は、前納できるが、3カ月毎に全額支払われなければならない。

#### ⑤ 第14条

労働組合は、組合員に、連盟組合員証および連盟組合員証紙を交付する。

#### ⑤ 第9条

組合費収入から一定額（原則として2.5%）を控除して、扶助基金が設置される。扶助基金は、労働組合によって企画された行動から生じる負担を補うことを目的とする。

#### ⑤ 第10条

労働組合会計の中に、「留保金基金」が設置され、労働組合資産の不意の欠損を補うことを目的とする。この基金の金員は、自動的に、預貯金に投資される。

留保金基金は、以下の財源が充てられる。

- (a) 扶助基金のための控除のうち、2.5%を越えたる部分
- (b) 前年度決算の繰越分からの控除（損益会計の50%を上回ることはいできない）



### ③ 第38条 監査委員会

監査委員会は、大会によって、全国評議会の外部から任命される3名の委員によって構成される。

委員会の権限は、財政部の会計状況の検証である。委員会は、帳簿、会計書類、およびその任務の遂行に必要なすべての書類を提出させることができる。その作業の結果は、労働組合の財政運営に関する意見とともに、毎年、全国評議会に、大会前には、各組員に配布される報告書の中に取められる。

## 5. <内部紛争処理・統制>

### ① 第40条 除名

労働組合の原則あるいは組織を侵害したる組員はすべて、除名されることがある。ただし、この除名は、総会の採決の後に初めて確定的なものとなる。当事者は、その総会において、弁明を提出するよう求められる。

### ③ 第2条

県支部は、その行為が、組織に重大な精神的損害を引き起こしたる、あるいは本規約の諸条項と矛盾している組員にたいする除名請求を、紛争委員会に提出することができる。当事者は、書面の弁明を提出することができる。最終決定は、公開される必要はない。

### ③ 第31条

全国評議会は、全国事務局の提案に基づき、組織に重大な精神的損害を及ぼしたる、あるいはその行動が本規約と矛盾したる支部の解散を宣告することができる。

県支部は、その決定を大会に上訴することができる。

解散の後、全国事務局は、速やかに、県支部を再建する義務を有する。

### ⑤ 第37条

執行委員会は、以下の処分を決定することができる。

(a) 譴責

(b) 組合役職あるいは企業内代表職務の停止（一定期間あるいは永久）

(c) 2年を越えない除名

(d) 除名

#### ④ 第16条

精神的損害を引き起こし、あるいは労働組合の利益を侵害する組合員はすべて、その非難されている行為についての弁明を、組合支部に、必要があれば紛争委員会に提出するように求められる。紛争委員会だけが、制裁を宣告する権限を有する。

脱退の通告が拒否されたる後の、他の職業団体への組合員の個別的あるいは集団的な加盟はすべて、除名処分をもたらす。

脱退する、除籍された、あるいは除名された組合員が、復帰を求める場合には、新規加盟の義務に服する。その権利は、復帰時以降に発生する。組合支部あるいは関係者は、本条の適用から生じる問題を労働組合に提起しなければならない。

#### ④ 第14条 紛争委員会

労働組合の他の機構における任命と同一の要件で、5名の正委員と2名の副委員から構成される委員会が任命される。

紛争委員会は、第16条に定められた事案、とりわけ本規約前文に叙述されている基本原則において定義されている組合民主主義の自由な行使への侵害を検討しなければならない。

紛争委員会は、事案の重要性にしたがって必要と判断する制裁を執行委員会に提案し、執行委員会だけが、それを承認し、あるいは却下する権限を有する。

制裁を課されたる組合員はすべて、労働組合大会に上訴を行うことができる。ただし、決定された制裁は、執行委員会の承認以降、執行される。

### 6. <規約条項・解散>

#### ① 第41条 規約修正

規約は、いつでも修正することができる。ただし、いかなる修正も、組合員の三分の二以上の賛同の後にはしか確定的とならない。この決定は、そのために招集される総会によってなされなければならない。

#### ④ 第19条

本規約は、以下の場合にしか、変更されえない。

(a) 大会の決定によって

(b) 組合員の三分の二以上の要求によって

規約の修正は、執行委員会によって大会の議事日程に登載される。執行委員会は、修正案文を、1カ月前に、企業支部に通知しなければならない。

**② 第7条**

労働組合の解散は、組合員の少なくとも三分の二を代表する代議員の賛成によって、大会によって宣告されることができる。

**① 第42条**

労働組合の解散の場合には、資金、財産、有価証券および書類は、本規約第5条に指定されている県連合に引き渡される。

**④ 第18条**

労働組合の解散は、組合費納入済みの組合員の過半数の賛成によってしか宣告されえない。解散の場合には、資産は、F O鉄鋼連盟に引き渡される。

#### (4) C F T C

- ① モデル規約「C F T C労働組合標準規約 (statuts types)」
- ② 共済金庫団体職員C F T C労働組合 Syndicat Général du Personnel des Organismes du Crédit Mutuel CFTC
- ③ 国民教育・研究・文化活動C F T C労働組合 Syndicat CFTC de l'Éducation Nationale, de la Recherche et des Affaires Culturelles
- ④ 鉱山労働者C F T C自由労働組合 Syndicat Libre des Mineurs CFTC

##### 1. <基本理念・目的・組織原理（組織対象・上部関係）>

###### ① 第1条

本規約に同意するすべてのものの中で、労働法典第4巻第1篇の条項に基づく職業団体が設立される。

この団体は、「Syndicat...」の名称をとる。

###### ② 第1条

労働法典第4巻第1篇にしたがって、本規約に賛同するすべてのもの間において、共済金庫団体職員C F T C労働組合の名称を有する職業団体が結成される。組合本部は、ストラスブルグに置かれる。

###### ③ 第1条・2条

文部省・研究省・文化省の職員で、出向者や退職者も含み、本規約に賛同するものの中で、労働法典第4巻第1篇の規定に基づく労働組合（国民教育・研究・文化活動C F T C労働組合）が結成される。

労働組合は、前記の省庁に属する職員だけでなく、他の省庁の部局や公共団体に属しながら、教育、文化的事業あるいは科学研究に関与するものも、加盟を受け入れることができる。

###### ② 第3条

労働組合は、以下を目的とする。

- (a) 組合員の精神的、職業的、経済的および社会的利益の擁護
- (b) 組合員の行動の調整
- (c) 公権力や当局・法制度にたいする代表権能

(d) 労働運動の宣伝や組合的・職業的教育を促進すること

(e) 共済・災害保障制度の設立によって、組合員の間に、連帯と相互扶助の精神を  
発展させること

労働組合は、アルザス・ロレーヌ・フランシュコンテ共済金庫連盟の活動範囲内  
の県内で、その活動を行う。

### ③ 第4条

労働組合は、以下を目的とする。

(a) 組合員の職業的、社会的、経済的および精神的利益の共同の研究と擁護

(b) 教育・研究・文化活動組織への参加

(c) 組合員の代表権能

(d) 組合員の知的および職業的価値を完成させる手段の探求

(e) 組合員のための、共済制度の設立、業務の組織化

労働組合の会合においては、いっさいの政治的あるいは宗教的な討議は禁止され  
る。

### ① 第2条

労働組合は、フランスキリスト教労働者同盟に加盟し、その行動においては、同  
盟の諸原則の宣言から着想する。

### ③ 第3条

労働組合は、その行動においては、キリスト教社会教義から着想することを宣言  
し、国家・地方自治体公務員キリスト教労働組合C F T C総連盟およびフランスキ  
リスト教労働者同盟に加盟する。

この原則の宣言および加盟は、以下のことを意味する。

——国民教育という公役務の世俗的かつ中立的性格を尊重する義務。必要に応じて、  
法律によって承認されている地域的自治を尊重する義務

——職員を採用や昇進を、何等かの国家理論の同意を条件とすることを拒否して  
いる大学の伝統の擁護

### ② 第2条

労働組合は、以下の団体に加盟する。

(a) 銀行・金融会社キリスト教労働組合C F T C全国連盟

- (b) アルザスC F T C地方連合
- (c) フランスキリスト教労働者同盟
- (d) 将来結成されるC F T C加盟の連盟

労働組合は、その行動においては、キリスト教社会教義に立脚する。

## 2. <組合員の地位（加盟・脱退、権利・義務）>

### ① 第6条

労働組合に所属するためには、以下の条件を満たさなければならない。

- (a) 管理職員、事務員あるいは現業職員であること
- (b) 少なくとも16才以上であること
- (c) 本規約に同意し、労働組合の規則にしたがうこと
- (d) 組合評議会によって認められること
- (e) 毎年、組合評議会によって定められる加盟費を支払うこと
- (f) 組合評議会によって定められる組合費を支払うこと

### ① 第7条・④ 第7条

16才に達していなくても、本規約によって要求されている他の要件を満たす労働者は、そのものに関わりのある、とりわけ職業教育のための、労働組合の精神的および経済的な便益を享受することができる。

この労働者は、評議会によって定められる加盟費および月額組合費を支払う義務を負う。この労働者は、採決には参加しない。

### ③ 第6条

第1条に定められている職員は、以下の要件を満たすことによって、労働組合に所属することができる。

- (a) 少なくとも16才以上であること
- (b) 本規約に賛同し、労働組合の規則に従うこと
- (c) 加盟費と年間組合費を支払うこと

### ④ 第6条

労働組合に所属するためには、以下の要件が必要である。

- (a) 採鉱業に関連する職業における事務労働者あるいは現業労働者であること

(b) 少なくとも16才以上であること(ただし、父親、母親あるいは後見人の異議ある場合は除く)

(c) 本規約に賛同し、労働組合規則にしたがうこと

(d) 2名の組合員により推薦され、組合評議会により認められること

(e) 月額組合費を定期的に支払うこと

#### ① 第8条・③ 第7条

脱退する組合員はすべて、書面によって、その脱退を届けなければならない。その際、滞納分の組合費および、労働法典(第L411-8条)にしたがって、加盟の撤回後の6カ月分の組合費を支払わなければならない。

#### ③ 第14条

1年以上組合費を滞滞したる組合員はすべて、職権で、除籍されることがある。

### 3. <組織運営>

#### ① 第9条

労働組合は、公民権を享有する、少なくとも・・・名の成人の委員からなる評議会によって、運営される。

評議会は、毎年、三分の一ごとあるいは半数ごと、改選される。

評議会は、議長、副議長、書記、会計、必要があれば、副書記および副会計から構成される事務局によって、指導される。

少なくとも1年前から組合員であるものだけが、評議会への被選出資格を有し、6カ月前から組合員であり、対応する組合費を支払っている組合員だけが、選挙資格を有することができる。

#### ② 第8条 評議会

評議会委員の選挙に立候補するためには、少なくとも2年前から組合員であり、1年前から活動家でなければならない。

#### ③ 第9条

労働組合は、各職種の代表者を含む、少なくとも21名のフランス人で成人の委員から構成される全国委員会によって、運営される。

全国委員会は、2種類の委員を含む。

(a) 総会あるいは大会によって選出される委員

(b) 最も重要な内部組織（職種別グループ、全国・大学区・県の支部、内部労働組合）によって任命される委員

## ② 第12条

評議会は、その内部で、以下のものから構成される事務局を任命する。

——議長・副議長

——書記・副書記

——財政・財政補佐

議長は、労働組合を代表する。

## ③ 第15条

事務局は、年次休暇期間を除いて、月に少なくとも1度、開催される。

## ③ 第18条

労働組合は、3年毎に、組合費納入済みの全組合員あるいはその代理から構成される通常総会、もしくは、グループ・支部・内部労働組合から比例的に選出される代議員から構成される大会を開催する。

## ③ 第19条

大会あるいは総会に提案を行うためには、事務局および全国委員会が、その問題を検討し、大会あるいは総会にその見解を添えて提出することができるために、提案を希望する組合員はすべて、少なくとも1カ月前に、書面で、書記長に通知しなければならない。

## ③ 第20条

大会に代議員を派遣することができないグループあるいは支部は、他のグループあるいは支部の代議員に、書面の委任状と投票権を与える。総会に出席することができない組合員は、他の組合員に書面の委任状を与える。

## ① 第19条・② 第22条

労働組合は、法人格を具有し、その財産を自由に使用し、取得、所有、貸借、訴訟、その他法人としてのすべての行為をなすことができる。

これらの行為は、組合評議会によって、審議され、決定された後、議長あるいはそのために代理された委員によって実行される。



## ③ 第8条

全国事務局との合意に基づき、各職種毎の特別グループ、支部あるいは内部労働組合が、設立されることができる。

## 5. &lt;内部紛争処理・統制&gt;

## ① 第12条

事前に催告することなく宣告された除名はすべて、不正規なものとなされる。

## ② 第7条

組合員は、以下の場合に、除名されることがある。

——組織の利益に反して、行動したる場合

——評議会の同意なくされた発議によって、労働組合を拘束する場合

——労働組合の規約あるいは規則にしたがわない場合

——正当な理由なく、3カ月間、組合費を支払わない場合

——職業選挙の際に、評議会によって反対されあるいは承認されていない名簿に立候補を登録する場合

——私権あるいは公民権を喪失する場合

除名は、事務局によって、宣告される。事務局は、評議会に通知する。

脱退あるいは除名によって、組合員としてのすべての権利を失う。

## ③ 第14条

除名決定事由は、特に以下のとおりである。

——第3条のキリスト教社会教義に照らして問題がある場合

——著しく卑劣な行為

——不名誉な有責行為

——労働組合同規約・内部運営規則への重大な違反

労働組合にとっての精神的損害の原因となり、その利益に侵害をもたらす組合員は、除名されることがある。

これらの場合に、組合員は、全国委員会に、その有益と判断する弁明を、口頭であれ、書面であれ、提出するよう求められる。

### ③ 第13条

全国委員会は、労働組合内部で生じうるすべての紛争を判定する権限を有する。弁護権を尊重した後なされたその決定は、直ちに執行される。連盟の仲裁機関や同盟の紛争委員会に訴えが持ち出された場合には、全国委員会の決定は、仲裁裁定がくだされるまで、適用される。

## 6. <規約条項・解散>

### ① 第17条

本規約の修正はすべて、組合評議会の決定によってのみなされ、総会の承認を得る。

### ③ 第22条

本規約第3条に明記されているキリスト教社会教義への立脚を再検討する規約修正は、出席（および代理）の組合員の全員一致を必要とする。

他の修正は、三分の二以上の賛成を必要とする。

### ② 第21条

労働組合の解散は、組合費納入済みの組合員総数の四分の三以上が参加する臨時総会によってのみ、宣告されることができる。

資産は、労働組合によって設立された特別基金、その不存在の場合には、臨時大会によって指名される事業に引き渡される。

### ③ 第24条

労働組合の解散は、大会あるいは総会によってのみ、組合費納入済みの全組合員数の四分の三以上の賛成によって、宣告されることができる。

その場合、労働組合の資産は、その規約および行動において、明示的にキリスト教社会教義に立脚している同盟、もしくは、その不存在の場合には、その行動がキリスト教社会教義によって定義される原則に反していないことを条件に、大会あるいは総会によって指名された一あるいは複数の労働組合に引き渡される。

### ④ 第19条

本規約の写しは、1923年12月23日、届け出られ、受理番号1099で、登録された。